

もくじ

- P 1、2 支援員さんの声
- P 2、3 講師寄稿：『“美しい秋吉台を守ろう！”が合言葉』『特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」における保護活動』
- P 4 自然保護課からのお知らせ

支援員さんの声

日々の活動の中での思い、支援員研修会で感じたことなどを寄せいただきました。

蓋井島ヒゼンマユミの保全～是非来てください！～

井 上 佑(下関市在住)

昨年10月、数年ぶりに蓋井島に渡りました。山口県指定天然記念物ヒゼンマユミ群落（県：絶滅危惧ⅠB類）を覆う竹を再度伐採の為、カラスバト（県：絶滅危惧Ⅱ類）も飛び立つ山道に入りヤブを鉈で今季最初の道払い。西ヶ嶽山腹のヒゼンマユミ群落に着くと、竹葉が繁茂して樹木の判別も出来ない程真っ暗です。

当地の淡竹（ハチク、白竹、直径5センチ程）は高さ10mを越し、ヒゼンマユミに陽が当たらず、暖地性のヒゼンマユミは弱ります。竹は多少刈ったくらいでは



ヒゼンマユミ



翌年に繁殖増加します。竹は地上1mで切れば、つまずかないし、切られた竹はそれでも水養分を揚げ疲弊し枯れていきます。竹の根を弱めるのが目的です。刈った竹を運ぶ手間が惜しく、その場所に立て放置し、皆伐を優先しますが、竹の葉は枯れ、ヒゼンマユミの幼木にも陽が当たります。残念なのは、黄褐色のさく果が見当たらず、花が咲かなかったと推定されます。果実は、椿とともにカラスバトの餌であり、西ヶ嶽群落はカラスバトが同島の笠松群落から種を運んだ結果です。

6回島に通い、竹を刈り立て、笠松群落まで三ヶ所に案内標（左写真）を付け、山道も整備しました。今後は、両群落の伐った竹を東南側斜面下に運び、枝を落とします。是非、竹の片付けに来てください。

ツルの里、八代に魅せられて！～保護支援員研修会にも参加して～

大 野 伸 夫(周南市在住)

今年も10月24日に周南市八代に第一陣のナベツル成鳥2羽が渡来し、地元八代の住民とツル愛好家も大変喜び、その後12月16日迄に2陣3陣の計5羽が渡来しています。

今回私達、希少野生動植物種保護支援員が参加した「ナベツル^{ねぐら}の整備」は、毎年10月第1土曜日に八代の住民を先頭に県内外の団体・企業・個人の協力で実施する行事です。私達支援員研修会参加者は、数ヶ所^{ねぐら}に、2ヶ所で草刈り・運搬等に汗を流しました。大変酷な作業に全員が真剣に取り組んだ結果、見通しがよくなった^{ねぐら}の様子に、沢山のツルの飛来を予感しました。昼食は美味しい豚汁とおにぎりを八代の女性から御馳走頂き、午後は講師の希少野生動植物種保護に関する講義を受け終了しました。

八代へのナベツル渡来は明治40年に35羽、昭和15年には最多の355羽が渡来、其の後の渡来数は平衡から減少を辿り昭和53年は89羽、平成18年は9羽、その後10羽前後が現在迄続き、増加を願い、ツルを誘い込むデコイの設置等を行っています。



支援員研修会・ツルねぐら整備の様子

ナベヅルが今も八代で越冬し、地元住民及び周辺のヅル愛好家が何故ヅルを守るのか顧みると、ヅルは江戸時代日本の各地に渡来していました。幕末の混乱の中、ヅルに対する禁猟制度が自然消滅したが、八代盆地の住民は捕獲を戒め、他所から来る捕獲者を排除していました。しかし、明治 20 年に他村の猟師がヅルを撃ち殺し、八代の人は半鐘を鳴らし鎌や棒で抗議して、県知事が八代盆地のヅルの捕獲を禁じる県令を発令、大正 10 年に動物第一号の天然記念物の指定を受け、八代盆地は自然保護制度発祥の地となりました。

そんな八代のヅルに魅せられて、八代に通いシャッターを切り続けて 20 年になります。これからも、体力の続く限り、八代のヅルたちを見守り続けていこうと心に決めています。



縄張り争い 2012-11-13 撮影



餌場にイノシシ現る 2011-2-15 撮影

講師 寄稿

“美しい秋吉台を守ろう!”が合言葉

秋吉台草原ふれあいプロジェクト 副代表 荒木 陽子

西日本では 2 番目の広さを誇る秋吉台の草原。見渡す限りの緑とその中に点在する白い石灰岩という景観は、地下の洞窟や地下水系とともに山口県有数の観光資源です。

この草原は毎年 2 月に行われる山焼きで維持されていますが、地元住民の高齢化や過疎化により作業の継続が困難になりつつあります。また、人の暮らしや農業に草原の草を利用することが少なくなりました。これらの社会の変化は自然界での変化をもたらし、草原の面積が小さくなったり、草原特有の生きものが減ったりしています。

そこで、昔ながらの草刈り作業で草原を再生しようと、平成 18 年度から以下のような活動を行っています。

■ お花畑プロジェクト：秋の花が多くなることを目指した初夏の草刈り作業と、作業の成果を確認する観察会を行います。刈った草は地元の畑で資源として利用してもらい、伝統的な農業を応援します。

■ 草原の復元プロジェクト：外来植物の駆除と草原の再生を目的とした草刈り作業を年 2 回行います。科学的なデータの収集や分析には、山口大学を中心とした研究者のバックアップをいただいています。

■ 山焼き応援プロジェクト：山焼きで燃え残った草を刈り集めて燃やし、有機物の蓄積とヤブ化の進行を防止します。同時に景観保全にも貢献します。安全管理に配慮した上での作業です。

合計 5 回の行事の他、小学生や高校生の草原学習にも力を入れています。季節ごとの自然観察や草刈りを行い、カメラで草を刈ったり、その草を資源として利用する体験をしたりします。

こういった活動はプロジェクト会員と一般募集のボランティアで行っています。お互いに声をかけあいながら作業し、目に見えてきれいになった草原を前にすると、自然と笑顔になります。また、秋の花が



草原の復元プロジェクト



山焼き応援プロジェクト

たくさん咲いたり、外来植物が減ってきたりと、毎年確実に作業の成果が確認できることもやりがいにつながっています。

今年度は荒天のため、支援員の皆様にお手伝いいただく機会は持てませんでした。どの作業も気軽に参加いただけますので、秋吉台の自然に触れてみたい、秋吉台を守るために何かやってみたいと思われる方は、一緒に汗を流してみませんか！！

昨年の秋には、草原の再生と次世代の担い手育成への貢献が認められ、平成29年度山口県環境保全活動団体功労表彰をいただきました。今後も地道に活動を続け、美しい草原を次世代に継承できることをめざしていきます。



特別天然記念物「八代のツルおよびその渡来地」における保護活動

周南市教育委員会生涯学習課 増山雄士

周南市八代地区は、山口県の県鳥であるナベツルの本州唯一の渡来地として、全域が特別天然記念物に指定されております。八代地区における自然保護の取組は全国で最も古く、明治20年4月、山口県令により地区内でのツルの捕獲が禁止されたことに始まり130年にわたり続いています。周南市では地元ツル保護団体と「共に」ツルが安心して利用できる越冬地を保存するための様々な保護活動に継続して取り組んでいるところです。



飼育中の保護ツル

近年では、国内最大のツルの越冬地である鹿児島県出水市のツル類の分散候補地であることや、東アジア・オーストラリア地域フライウェイネットワーク・パートナーシップの渡り鳥の重要生息地ネットワークに参加するなど、国内外における八代地区の重要性が高まっているところです。

保護活動としては、このたびの研修で支援員の皆様にご協力いただいた越冬環境整備が大変重要な活動のひとつであり、ねぐらや餌場をツルにとって最良の状態に維持するものです。作業として、ねぐらでは除草や水田化、餌場ではツルの餌となる稲科作物の作付、収穫、休耕田のピオトープ化をおこない、ツル滞在期間については、ねぐら内の水位管理等を行っております。その他の活動として、平成10年度から八代上空を飛行するツルの誘引を目的にデコイの設置を開始しました。これまでの調査結果では、縄張りを追われたツルがデコイ設置個所に逃げ込むことが確認されており、これをもとにデコイを地区内に分散配置することで、越冬期間中に飛び去るツルの減少にも努めています。また、平成17年度からは、より増羽効果が高いと考えられる「保護ツルの移送・放鳥事業」に取り組んでおります。この事業は、山口県において平成13年度から検討され、渡来数の少なくなったナベツルの群れに新しいツルを放鳥（付加）することで新たな群れの形成を促し渡来数の増羽を目指すもので、現在多数羽での放鳥をめざし6羽のナベツルを飼育し今後の放鳥に備えています。

最後に、今後も文化財保護の観点から、また、ナベツルの種を保存する拠点として、保護活動を継続してまいりますのでご支援ご協力をよろしくお願いします。



デコイ設置の様子



給餌田



ねぐら整備の様子

お知らせ 今年度の支援員研修会のうち、平成29年9月17日（日）に実施を予定しておりました、第1回秋吉台草原の復元作業体験は台風襲来のため中止とさせていただきます。

◆種の保存法「国内希少野生動植物種」の追加及び解除について

平成 5 年 4 月に施行された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」では、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物のうち、人為的な影響により減少が見られる種を「国内希少野生動植物種」に指定し、その販売や頒布目的の陳列・広告、譲渡し、捕獲・採取、殺傷・損傷、輸出入等を禁止することなどで種の保存を図っています。

国内希少野生動植物種は、その生息・生育数が著しく減少しているなどの基準に該当するものが対象となりますが、環境省が実施した実態調査等の結果により、平成 29 年 9 月 1 日に新たにチュウヒ、ヘラシギ、シマアオジが追加され、これまで指定されていたオオタカが解除されました。

○新たに指定された種（3 種）



①ヘラシギ（シギ科）
国カテゴリー：絶滅危惧ⅠA 類



②チュウヒ（タカ科）
国カテゴリー：絶滅危惧ⅠB 類



③シマアオジ（ホオジロ科）
国カテゴリー：絶滅危惧ⅠA 類

○指定が解除された種（1 種）



①オオタカ（タカ科）
国カテゴリー：準絶滅危惧

オオタカについては、環境省レッドリストの評価において、平成 18 年と 24 年の評価で連続して絶滅のおそれがあるとされるカテゴリー（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類）から外れ、準絶滅危惧種に選定されるなど、全国的な生息状況が改善していると考えられたことから指定が解除されました。

環境省では、今後もオオタカの定期的なモニタリング調査を予定しており、その結果、絶滅のおそれがあると評価された際には、国内希少野生動植物種への再指定を行うとしています。

なお、オオタカは、この度の指定解除後も「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」により、捕獲や販売等が引き続き規制されています。

【参考】その他の「国内希少野生動植物種」の指定状況（全 210 種）※平成 29 年 9 月改正

区分	種数	主な指定種
鳥 類	39 種	コウノトリ、トキ、イヌワシ、ハヤブサ、ライチョウ、タンチョウ、アホウドリ など
哺乳類	9 種	ケナガネズミ、イリオモテヤマネコ、ダイウオオコウモリ、アマミノクロウサギ など
爬虫類	7 種	クロイワトカゲモドキ、クメトガゲモドキ、ミヤコカナヘビ、キクザトサワヘビ など
両生類	11 種	オットンガエル、アベサンショウウオ、ツクバハコネサンショウウオ、イボイモリ など
魚 類	4 種	アユモドキ、イタセンバラ、スイゲンゼニタナゴ、ミヤコタナゴ
昆虫類	41 種	マルコガタノゲンゴロウ、ヤンバルテナガコガネ、クメジマボタル、ベッコウトンボ など
陸産貝類	17 種	アニジマカタマイマイ、コガネカタマイマイ、ヒシカタマイマイ、ミスジカタマイマイ など
甲殻類	4 種	カクレサワガニ、トカシキオオサワガニ、ミヤコサワガニ、ヒメユリサワガニ
植 物	78 種	オキナワテンナンショウ、キバナシュスラン、アツモリソウ、アラゲタデ、シマヤワラシダ など

●「種の保存法」に関する詳しい情報は、環境省ホームページをご覧ください。

【種の保存法の概要】<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>



発行元：（公財）山口県ひとづくり財団 県民学習部 環境学習推進センター

〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 TEL 083-987-1110 FAX 083-987-1720

<http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/>